

選挙事務における

成年被後見人の方

障がい者の方

への理解と支援について



狛 江 市

はじめに

平成 25 年 5 月 27 日与野党 8 党の共同提案により、公職選挙法改正案が成立しました。

この改正により、成年被後見人の選挙権が回復されましたが、現実的な課題として成年被後見人を含む投票行動において支援を必要とする方は多くいらっしゃいます。

このマニュアルは、成年被後見人に多い知的障がい者や認知症高齢者、また、成年被後見人ではないけれど、投票所において支援を必要としている障がい者等に対する一般的な対応について、障がい種別ごとに取りまとめたものです。

支援が必要な方に対する支援は、人によって異なりますので、その方に応じた対応をしていただくことを念頭に、本マニュアルがその一助となれば幸いです。

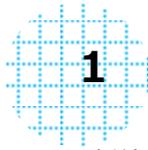


狛江市福祉保健部・狛江市選挙管理委員会

平成 25 年 7 月

目次

1 成年後見人制度とは？	1
2 代理投票制度とは？	1
3 知的障がいとは？	2
3-1 知的障がい者と接するときは	2
3-2 あなたが投票所で接するときには.....	3
(1) 話しかけるときの配慮	3
(2) 用件を確認するときの配慮	4
(3) 説明をするときの配慮	5
3-3 案内表示などを掲示するときは.....	6
4 精神障がいとは？	7
4-1 あなたが投票所で接するときには.....	8
(1) 話しかけるときの配慮	8
(2) 用件を確認するときの配慮	9
(3) 説明をするときの配慮	10
5 発達障がいとは？	11
5-1 自閉症の方と接するときは？	12
6 投票所での対応 Q&A	13
7 簡単な手話ハンドブック	17
8 資料集	19
8-1 支援カード（投票の流れ）	19
8-2 コミュニケーションボード（表面）	20
8-3 コミュニケーションボード（裏面）	21
8-4 コミュニケーションボードの使い方	22

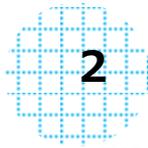


1 成年後見人制度とは？

判断能力が不十分なために、権利侵害を受けやすい方（知的障がい者、精神障がい者、認知症のある方）に対し、契約の締結などを代わって行う後見人を選任して本人を援助し、権利を守る制度です。

この制度には、判断能力の程度に応じた「後見」「保佐」「補助」の3種類の「法定後見」と、判断能力が不十分になった場合に予め代理人を契約しておく「任意後見」があります。

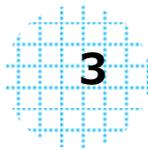
本人、配偶者、親族等の申立てにより、家庭裁判所が行って後見人（上の判断能力の程度によって、成年後見人・保佐人・補助・任意後見人と呼びます。）を選任します。



2 代理投票制度とは？

代理投票制度とは、病気やけが、その他の事情によって、投票用紙に文字を記入することが困難な選挙人のための制度です。

投票管理者に申請すると、補助2名が定められます。1名は選挙人の指示に従って、投票用紙に記入し、もう1名はその指示どおりに記載されていることを確認します。



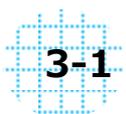
3 知的障がいとは？

知的障がいとは、知的の機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳未満）にあらわれ、日常生活に支障が生じているために、福祉的な支援を必要とするものです。

知的障がいのある方の**特徴**としては次のようなことが挙げられます。

- ①複雑な事柄の理解や判断が不得手であること。
- ②込み入った文章や会話の理解が不得手であること。
- ③お釣りのやりとりのような日常生活の中での計算が苦手であること。
- ④周りの状況や抽象的な表現の理解が困難であること。
- ⑤未経験のことや状況の急な変化の対応が困難であること。

一見して、障がいがあることが分かりにくく、少し話をしただけでは障がいがあることを感じさせない方もいます。しかし、**上記の①～⑤のようなことが不得手であり、困難であることを理解してください。**



3-1 知的障がい者と接するときは

まず、ご本人に話しかけてください。知的障がいがある方の中には、理解や判断を助けてくれる支援者（ご家族やヘルパーさんなど）と一緒に行動している方もいますが、行動を決めていくのは本人です。本人の自主性や意思を尊重してください。

(知的障がい)

「わかりやすく」「ゆっくりと」「簡潔に」伝えるように心がけてください。絵や図、メモ、身振り、手振りなどを使って、相手がどのように理解しているか、ご本人の状況を見ながら話すことが大切です。

3-2 あなたが投票所で接するときには

(1) 話しかけるとき配慮

1. どうして良いか分からずにいる様子するとき

⇒ まずは、**やさしく声をかけてください。**

▽誰に、どのように尋ねたら良いか分からないために、なんとなくその場で動けないこともあります。

▽このような時には、緊張感をほぐして、気軽に話しをすることができる、やさしい声かけが必要です。

(例えば…)

「おはようございます。〇〇をお手伝いしましょうか？」など

2. 話しかけたが、応対がないとき

⇒ 本人の話は余裕をもって聞き、安心して、リラックスした状態で話せる雰囲気を作ってください。

▽応対者の一方的な判断で、結論を導かないように配慮してください。

▽本人は、**質問の意味を考え、理解し、ことばを探してから表現をするので、時間がかかることがあります。**相手がことばを返すまで、ゆっくり待ってください。

(知的障がい)



3. ことばの使いかた

⇒ 障がいがあっても、相手は成人です。幼児に対するような話し方や態度は失礼です。相手の年齢に応じたことばを使って、話しかけてください。

(2) 用件を確認するときの配慮

1. わかりやすく、具体的なことばで尋ねてください。

▽質問内容が十分にわからなくても、何となく答えてしまう方もいます。

▽「どのようにしたいのでしょうか？」という聞き方よりも、「○○をしたいのでしょうか、それとも△△をしたいのでしょうか？」と選択肢を挙げて、具体的に聴く方が答えやすくなることがあります。

2. 断片的なことばからも、用件を理解するように配慮してください。

▽本人が使うことば、用語、表現などがあいまいなこともあります。

3. 強い話し方で聞くことや、相手をとがめるような尋ね方は避けてください。

▽強い聞き方をされると、怖くなって怯えてしまい、話をあきらめてしまうこともあります。

4. 理解したかどうか、用件をことばで言ってもらうようにしてください。

▽理解ができていれば、自分のことばで表現できる方もいます。極力ご本人に聞くように心がけてください。

(知的障がい)

(3) 説明をするときの配慮

1. ゆっくり、はっきり、できるだけ具体的に、聞き取りやすく話してください。

▽相手の様子を見て、本人に分かりやすいことばや、別のことばに言い換えるなどの工夫をしてください。



2. 要点を繰り返したり、相手の表情や会話の内容に注意を払ったりして、話を理解しているかどうか、確かめながら話してください。

▽話を十分に理解しないまま、あいづちを打ってしまう方もいます。また、「もう一度説明してください」と言い出せない方もいます。

3. ポイントを明確に、文章は短く、わかりやすく表現してください。

▽込み入った文章や、「もし、〇〇ならば…」という仮定のことを理解しにくい方もいます。

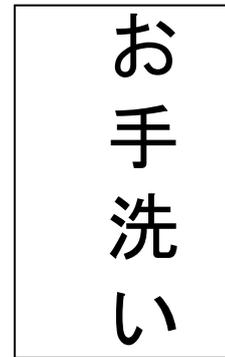
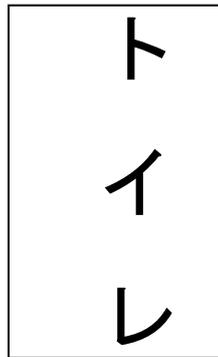
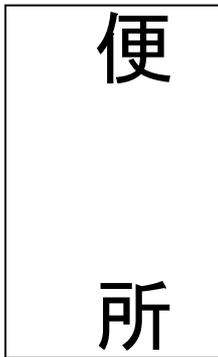
(知的障がい)



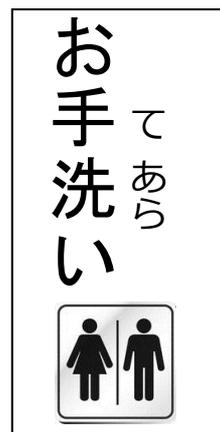
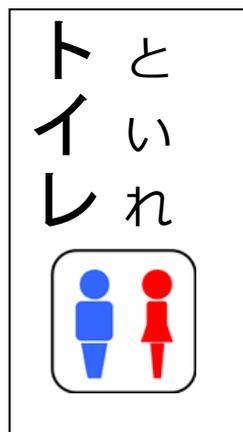
3-3 案内表示などを掲示するときは

- 書類の記入については、本人に確認し、必要に応じて代筆をする、見本を示すなどの援助をしてください。
- 看板や案内板、説明書には、ルビ（ふりがな）を付けるなどしてください。
 ▽ルビは、カタカナにも付けてください。
 ▽絵や記号を用いると、さらに分かりやすくなります。

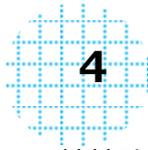
【好ましくない例×】ルビ（ふりがな）やイラストが付いていません。



【好ましい例○】ルビ（ふりがな）やイラストが付いています。



(知的障がい)



4 精神障がいとは？

精神障がいには、統合失調症や躁うつ病、アルコールや薬物依存症、人格障がいなどのさまざまな病気が含まれています。

統合失調症にかかると、次のような症状が出る場合があります。

- ①人が自分の悪口を言っていると感じる（被害妄想）。
- ②現実にはない「声」や「もの」が見えたり、聞こえたりする（幻覚・幻聴）。
- ③意思疎通を図る力が低下する。
- ④意欲や感情の表出が減退、減少する。

これらの症状により、周囲の状況を認識する力が妨げられ、正しい判断が難しくなって、対人関係をこじらせてしまい、生活がしづらい状態となってしまう方もいます。

社会には、精神障がいに対する偏見や誤解が残っていますが、適切な治療やリハビリテーション、必要な援助を受けることで、地域で安定した生活を送ることができるようになっている方もいることを理解してください。



4-1 あなたが投票所で接するときには



(1) 話しかけるとき配慮

1. どうして良いか分からずにいる様子するとき

⇒ 入口は、**やさしく声をかけてから、用件を聞いてください。**

▽初対面の人と、普段慣れない場所で話をするため、本人は非常に緊張しています。また、いつも他人に見られているように感じたり、自分から声をかけることが苦手なため、投票事務従事者が声かけをせずに様子だけを見ていると、じろじろ見られていると意識してしまい、一層緊張してしまいます。

▽気付いたら、声かけをしてください。

2. 分からない素振りを見せたとき

⇒ ことばを変えて、もう一度説明や質問をしてみてください。その場合に身振りや手振りを使うと良いこともあります。

▽そして、投票事務従事者が早口や焦った状態で話をする、相手は焦ってしまい、余計に分らなくなることがあるので、「ゆっくり」「丁寧に」話をしてください。

3. ことばの使いかた

⇒ 基本的にはご本人に向かって説明をしてください。その際に、相手の年齢に応じたことばを使って話してください。

(2) 用件を確認するときの配慮

1. わかりやすく、具体的なことばで尋ねてください。

▽質問内容が十分にわからなくても、何となく答えてしまい、理解できずに、余計に焦ってしまうこともあります。

▽また、センテンスで区切って話すことも大切なことの1つです。

(例) 「なにかお手伝いしましょうか?」の場合

(×) な・に・か・お・て・つ・だ・い・し・ま・しょ・う・か?

(○) なにか・お手伝い・しましょうか?

2. 強い話し方で聞くことや、相手をとがめるような尋ね方は避けてください。

▽強い聞き方をされると、恐縮してしまい、怖くなって話をあきらめてしまうこともあります。

3. 理解したかどうか、用件をことばで言ってもらうようにしてください。

▽理解ができていれば、自分のことばで表現できる方もいます。極力、ご本人に聞くように心がけてください。

(3) 説明をするときの配慮

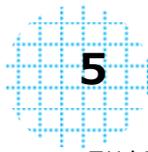
1. 具体的、簡潔に、そしてゆっくり話してください。

▽長い説明や、あいまいな説明をすると、肝心のことばを聞き落したり、誤解したりすることがあります。



2. スタッフ同士の私語や、クスクス笑いは謹んでください。

▽自分の噂をされている、陰口を言われていると被害的に受け止めて、それが苦痛の原因となることがあります。



5 発達障がいとは？

発達障がいとは、主に自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、その他のこれに類する脳機能の障がいで、通常低年齢時に現れる障がいとされています。

それぞれの障がいによって、具体的に次のような特性が挙げられます。

①広汎性発達障がい（自閉症・高機能自閉症・アスペルガー症候群）

<自閉症>

- ・主に知的障がいを伴います。
- ・人とのコミュニケーションをとることが苦手です。
- ・興味や関心が特定のものに集中し、こだわりを示すことがあります。
- ・他人の感情や表情の理解をすることが苦手です。

<高機能自閉症・アスペルガー症候群>

- ・知的障がいを伴わないことが多いです。
- ・自閉症と同じ特性があります。

②学習障がい（LD）

- ・知的発達も遅れがないことが多いです。
- ・読み、書き、計算をすることが苦手なことがあります。
- ・聞く、話す、推論することが苦手なことがあります。

③注意欠陥多動性障がい（ADHD）

- ・忘れものが多いことがあります。
- ・時間や物の管理をすることが苦手です。
- ・じっと座ることができないなど、集中力が続かないことがあります。
- ・自分の感情や行動をうまくコントロールできないことがあります。

5-1 自閉症の方と接するときは？

自閉症の方は、場面にあった会話や行動ができず、自分の気持ちをうまく伝えることができないことが多くあります。

また、物事や予定の変化をすぐに理解して、対応することを難しいと思うことが多くあります。

そのため、話をするときは、

「具体的に話す」

「ゆっくりと話す」

「身振り、手振りを入れて話す」

「文字や絵、写真などを利用して話す」などを心がけてください。



(発達障がい編)



6 投票所での対応 Q&A

投票所では、実際にどのような対応をしたら良いか、以下のように対応 Q&A の一例を挙げてみます。

Q1 家族や支援者と同伴で、本人が入場整理券を持って投票所へ来ました。
どう対応したら良いですか？

A1 名簿対照、用紙交付担当者は、庶務担当又は職務代理者に声掛けをします。

⇒「自分で投票しますか？それともお手伝いしますか？」と確認します。

(自分で投票をする場合)

⇒「もし必要であればお声掛けしてください」と伝え、見守ります。

(代理投票をする場合)

⇒①投票管理者に補助者を2名選出してもらいます。(投票事務従事者から)

②付添いの方は補助者となることできない旨をきちんと説明します。

③ご本人の状況を本人に確認します(本人に確認できない場合は、付添いの方に確認をしてください)

④「代理投票申請書」を本人に代わって、調製します。期日前投票の場合、「期日前投票宣誓書兼請求書」についても併せて調製します。

Q2 ご本人(又は介助者)が、「支援カード(投票の流れ)」を持って投票所へ来ました。
どう対応したら良いですか？

A2 ※支援カード(投票の流れ)：右図・巻末参照

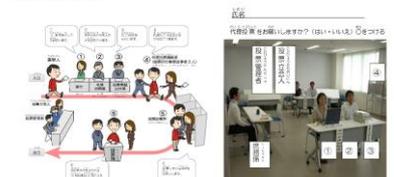
まずは、カード右上の代理投票を希望するかどうかの有無を確認してください。未記入の場合は確認してください。

(自分で投票をする場合)

⇒「場面ごとに配慮すべき事項」欄の記述を事前に確認して、必要な支援を行ってください。

(代理投票をする場合)

■投票の流れ(支援カード)



【投票の流れ】	【支援カード】	【投票の流れ】	【支援カード】
1. 投票所へ入場	投票の流れを確認し、投票希望の有無を確認します。	2. 投票用紙の交付	投票用紙の交付時に、投票希望の有無を確認します。
3. 投票	投票の流れを確認し、投票希望の有無を確認します。	4. 投票結果の確認	投票結果の確認時に、投票希望の有無を確認します。
5. 投票完了	投票の流れを確認し、投票希望の有無を確認します。	6. 投票結果の発表	投票結果の発表時に、投票希望の有無を確認します。

これで終了!!お疲れさまでした!皆さんの1票は、大切な1票です!

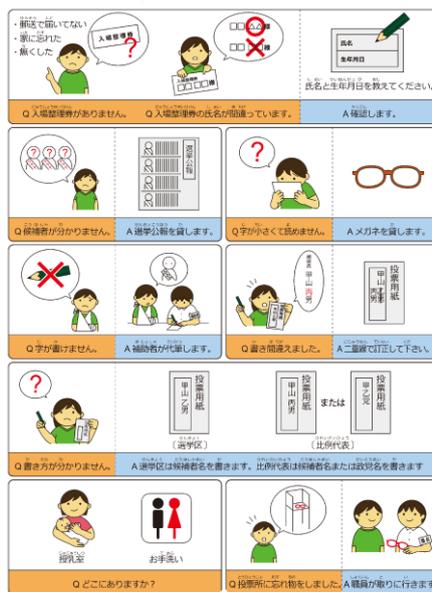
(Q&A編)

⇒上記 **A1** の代理投票のとおり。「場面ごとに配慮すべき事項」欄の記述を事前に確認して、必要な支援を行ってください。

Q3 ご本人（又は介助者）から、耳が聞こえにくい（聞こえない）と伝えられました。どう対応したら良いですか？

A3 筆談又は手話（巻末に簡単な手話を付けてあります。）による対応をします。また、事務用品の中に入っているコミュニケーションボード：右図・巻末参照を使用して、対応してください。

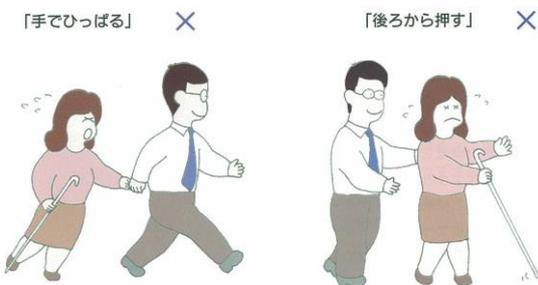
手話は、中途障がいの方の場合は分からない場合があります。その場合は、筆談で対応してください。



Q4 ご本人（又は介助者）から、目が見えにくい（見えない）と伝えられました。どう対応したら良いですか？

A4 見えにくい場合は、事務用品の中にある老眼鏡やルーペを貸してください。まったく見えない場合は、点字投票や代理投票を行うなどの対応をしてください。

悪い例



誘導の基本



- ①ご本人に声掛けをします。
- ②あなたの（援助者）の腕や肩をつかんでもらいます。
- ③相手の歩く速さに合わせて、誘導します。

補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）を連れてきている方がいる場合は、補助犬には決して触れず、ご本人に話しかけるようにしてください。

Q5 ご本人（又は介助者）から、字が書きにくい（書けない）と伝えられました。
どう対応したら良いですか？

A5 書きにくい場合でも、ご自身で書くことができる場合は、極力ご自身で記載をしていただくように説明してください。漢字でなくても、ひらがな等でも構いません。

ただし、ご本人からそのような意思表示があった場合は、無下に「自分で記載してください！」とは伝えず、「ご自身で書くことは難しいですか？」等の声かけをしてください。

ご本人の状況を見て、難しい様子であれば、代理投票で対応してください。

Q6 文字は読めませんが、写真を指さしすることができる、と言われました。
どのように対応したら良いですか？

A6 文字を書くことができるかどうか、確認をしてください。

（文字を書くことができる場合）

⇒選挙公報を見せたうえで、候補者や政党の名前を記載してもらいます。

（文字を書くことができない場合）

⇒代理投票を行います。補助者は、選挙公報を記載台のうえで、本人に見せて、指さしのあった候補者、政党名を記載してください。

この場合、選挙公報が他の選挙人の目に触れないようにご注意ください！選挙公報のみならず、特定の候補者名を記載したメモ等を、意識的に他の選挙人の目に触れるようにする行為は、投票所における秩序維持違反に該当します。

Q7 本人は指さしをしましたが、一人に絞れず、色々な場所を指しています。
どのように対応したら良いですか？

A7 一度、選挙公報を閉じてから、もう一度開き、指さしをしてもらいます。
その際に最初に指さしをした方を確認し、「これで良いですか？」と確認をしてください。

くれぐれも確認の際に、候補者氏名や政党名などを言うことがないようにしてください。

Q8 質問をしましたが、返答がなかったり、オウム返しなどをされました。
どのように対応したら良いですか？

A8 知的障がいや精神障がいの方、発達障がいの方などに見受けられます。
そのような場合は、ことばが分からず、理解していないことがあります。
決して本人がふざけている訳ではありませんので、時間を置いてから、ことばを変えてみるなどして、もう一度質問をしてみてください。

Q9 何度も同じ質問や話を繰り返されます。どのように対応したら良いですか？

A9 知的障がいの方や精神障がいの方などは、同じ話やつじつまの合わないことを言われる場合があります。

① 内容が正しいかどうかではなく、まず耳を傾けてください。
とても気になっていることが自分の中で解決されないために、何度も同じ話をすることもあります。

② 話を一通り聞いた上で、肝心な用件を伺います。
「今日は〇〇の用件で来たのですか？」「今日はどのようなご用件で来たのですか？」などの質問をしてみてください。

(注意)

一人で対応することが困難な場合は、二人で対応するなどをしてください。ただし、異なった人が異なる回答をすると相手が混乱し、トラブルのもとになるので、ご注意ください。
ご家族と一緒に来られている場合は、その方に話をするのも方法の1つです。

(Q&A 編)

7 簡単な手話ハンドブック

①あいさつ（おはようございます/こんにちは/こんばんは）

おはようございます



こめかみに当てた右こぶしをおろして、お辞儀します。

こんにちは



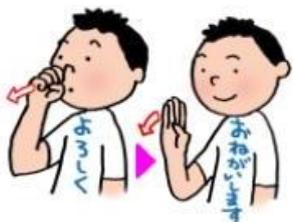
人差し指と中指を伸ばした右手を額の中央にあてて、お辞儀します。

こんばんは



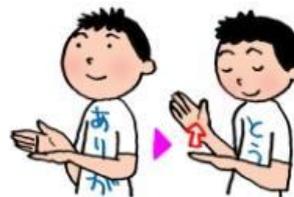
両手を目の前で交差させてから、お辞儀します。

②よろしくお願ひします



- ①にぎった右手を鼻にあてます。
- ②右手を顔の中央から少し下におろしながら、お辞儀します。

③ありがとうございます



左手の甲に、直角にのせた右手を上にあげます。

④お待ちください



右手の甲をあごに当てる。



右手を顔の中央から少し下におろしながら、お辞儀する。

⑤分かりました



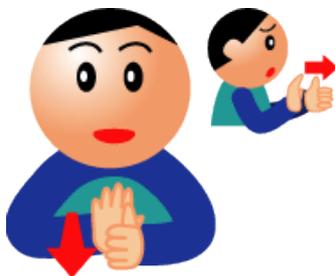
右手を胸に当てて、下ろす。

(簡単な手話ハンドブック)

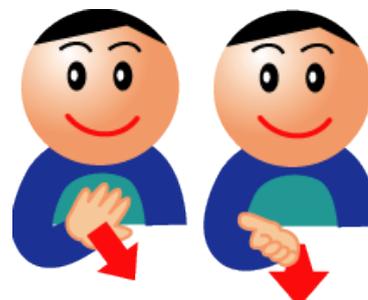
⑥お手伝いしましょうか？



①人差し指を立てて、正面で左右に揺らします。
（「何？」の意味）



②左手の親指を立てて、自分側に置き、右の手の平で軽く叩いて押し出します。
（「助ける」の意味）



③右の手の平を斜め下に向けて抑えるようにしてから、手の平を斜め上に向けて前方へ出します。
（「ありますか？」の意味）

⑦お疲れ様でした



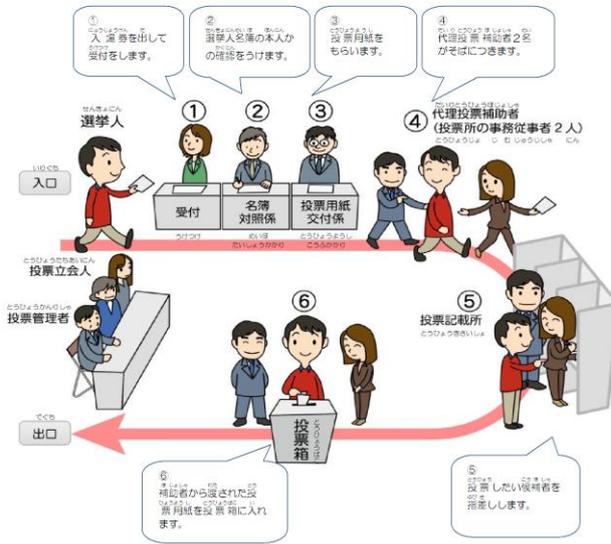
左腕の上を、右のこぶしで2回叩きます。

※耳の聞こえにくい（聞こえない）方は、手話と同時に、表情や口の形、動きからも言葉を読み取っています。
そのため、手話と同時に声も出してください。

8 資料集

8-1 支援カード（投票の流れ）

■投票の流れ（支援カード）



しめい
氏名

だいい とうひょう ねが
代理投票をお願いしますか？（はい・いいえ）○をつける



いざ！投票へ！ GO！	せんきょ なた 選挙される方	じ む じゅうじしや たいあう 事務従事者の対応	【場面ごとに 配慮すべき事項】
<p>① ②</p> 	<p>▼「投票のご案内（入場券）」を受付に渡します。</p> <p>▼「代理投票希望」と言うか、右上の氏名の下に代理投票をするかどうか○をつけてください。（事前に用意！）</p>	<p>■「〇〇さんですね」とお名前をお呼びします。</p> <p>※特に否定する仕草がない限り、③に案内します。</p>	<p>① ②</p>
<p>③ ④</p> 	<p>▼「投票用紙」を受け取ります。</p>	<p>■④代理投票補助者2名がそばに着きます。</p> <p>※ここからは【原則】同伴禁止です！</p> <p>■補助者が投票記載所⑤まで、一緒に案内します。</p>	<p>③ ④</p>
<p>⑤</p> 	<p>▼投票記載所の「氏名等掲示（候補者名一覧）」から、投票したい候補者を指差します。</p> <p>▼候補者のメモ（事前に用意！）を補助者に渡しても結構です。</p>	<p>■「だれに投票しますか？指差してください。」と聞きます。</p> <p>■指示に従って、補助者の1名が候補者名を記載します。1名は立会います。</p> <p>■記載した投票用紙を見せて、「これでいいですか？」と聞きます。</p>	<p>⑤</p>
<p>⑥</p> 	<p>▼補助者から渡された投票用紙を投票箱に入れます。</p>	<p>■補助者が投票箱⑥まで、一緒に案内します。</p>	<p>⑥</p>

これで終了！！お疲れさまでした！皆さんの1票は、大切な1票です！

（資料集編）

8-2 コミュニケーションボード（表面）

<p>ゆうそう とど ・郵送で届いてない</p> <p>いほ わす ・家に忘れた</p> <p>な ・無くした</p>	<p>□□△△様</p> <p>□□□□様</p>	<p>しめい せいねんがっぴ おし 氏名と生年月日を教えてください。</p>	
<p>にゅうじょうせいりけん Q 入場整理券がありません。</p>	<p>にゅうじょうせいりけん しめい まちが Q 入場整理券の氏名が間違っています。</p>	<p>かくにん A 確認します。</p>	
<p>こうほしゃ わ Q 候補者が分かりません。</p>	<p>せんきょこうほう か A 選挙公報を貸します。</p>	<p>し ちい よ Q 字が小さくて読めません。</p>	<p>か A メガネを貸します。</p>
<p>し か Q 字が書けません。</p>	<p>ほじょしゃ だいむつ A 補助者が代筆します。</p>	<p>か まちが Q 書き間違えました。</p>	<p>にしゅうせん ていせい くだ A 二重線で訂正して下さい。</p>
	<p>せんきょく 〔選挙区〕</p> <p>ひれいだいひょう 〔比例代表〕</p>		
<p>か かつ わ Q 書き方が分かりません。</p>	<p>せんきょく こうほしゃめい か ひれいだいひょう こうほしゃめい せいとうめい か A 選挙区は候補者名を書きます。比例代表は候補者名または政党名を書きます</p>		
<p>じゆにゅうしつ 授乳室</p> <p>て であ お手洗い</p>			
<p>Q どこにありますか？</p>	<p>とうひょうじょ わす もの Q 投票所に忘れ物をしました。A 職員が取りに行きます。</p>		

8-3 コミュニケーションボード（裏面）

1) コミュニケーションボードの目的

これは、投票に来られた方からの質問や依頼をイラストでまとめたものです。発声が困難であっても、指さしでコミュニケーションをとることができます。

2) 掲示場所

ニーズのある人がすぐ気付くよう、受付の机上や受付近くの壁に掲示してください。

3) 使い方

ボードを利用しそうな方が来られたら、次のように行動してください。

- ① 筆談用の紙とペンを用意してから、視線を合わせつつ、ゆっくり話しかけてください。
- ② 分からないようだったら、該当しそうな欄を示して「これですか？」と聞いてください。（聞こえなくても、口の動きが参考になりますので、声を出してください）
- ③ 利用者が指さしをしたら、質問や依頼を復唱して確認してください。

発音が不明瞭な方から質問された時も同様に、ボードの該当欄を示し、視線を合わせつつ、ゆっくり確認してください。

- ④ 胸を手のひらで軽くたたく仕草は「分かった」という意味の手話です。顔だけの人もいます。

4) 筆談をするときの注意点

- ① 文章は、短文の「ですます調」で書いてください。
- ② 書き終わったら、書いた内容を身振りを交えながら声を出して読んで伝えてください。

5) その他

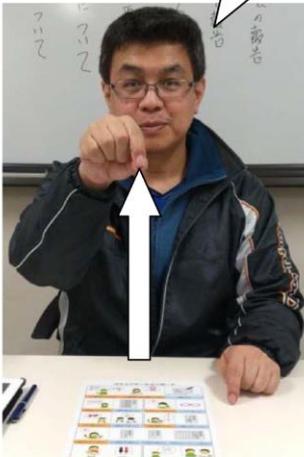
日本語と手話の違いから、誤解してしまうことがあります。その後も様子を観察しててください。

8-4 コミュニケーションボードの使い方

投票所において、投票用紙を渡したとき、次のような表情や行動をされた場合は、耳の聞こえにくい（聞こえない）方であることがあります。

表情	行動
<ul style="list-style-type: none"> ・ 怪訝そうな表情 ・ 首を傾げる ・ 眉をひそめる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投票用紙を指差す ・ 受付担当者に用紙を差し出す ・ 人差し指を立てて左右にふる（「何？」という手話です。） ・ 自分の鎖骨の下あたりを指先で払う（「分からない」という手話です。）

その場合は、相手の正面から、セリフを言いながら、コミュニケーションボードを使って、次の動作をゆっくりと行ってください。

<p>① 候補者名を書くか</p>  <p>Aの「比例代表は候補者名または政党名を書きます」の文字を隠さないようにして、その上の「甲山丙男」のイラストを指差す。</p>	<p>② 政党名を書くか</p>  <p>Aの文字を隠さないようにして、その上の「甲乙党」のイラストを指差す。</p>
<p>③ 選んで</p>  <p>2つのイラストの少し上空間でつまむ仕草をして 上方へ動かす。（選ぶという手話） 一つのイラストのすぐ上から動かすと、「これを選べ」という意味になるので、真ん中あたりで行ってください。</p>	<p>④ ください。</p>  <p>額のあたりから下ろす。 （お願いという手話）</p>

作成協力：東京聴覚障害者参政権保障委員会

（資料集編）

選挙事務における

成年被後見人の方

障がい者の方

への理解と支援について

狛江市福祉保健部・狛江市選挙管理委員会事務局

第1版 平成25年7月

第2版 平成26年1月

第3版 平成26年12月

第4版 平成27年4月